

業務案内

障がい児・者の相談業務を行なっております。



対象者

障がい者（身体障害、知的障害、精神障害）

障がい児（身体障害、知的障害、精神障害）

相談内容等

一般相談（基本相談）、特定相談（計画作成相談）

上記にかかる関係機関との利用手続きの支援、生活面でのちょっとした気になる様々な相談の支援。

運営方針

障がい者（18歳以上）について
その人が、その有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、様々な関係機関と連携を図りつつ、計画相談支援が適切かつ効果的に行なっていくことを目指しています。

障がい児（18歳未満）について
その児及び保護者の意思をできる限り尊重し、その児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、様々な関係機関と連携を図りつつ、総合的に障がい児相談支援を行なっていくことを目指しています。